

令和7年度 第1回龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会要項

令和7年7月3日（木）14時30分～
於 龍ヶ崎市役所5階第一委員会室

進行：事務局（教育センター）

1 開 会

2 教育長あいさつ

3 委嘱状（任命書）交付

4 委員等出席者自己紹介

5 協 議（進行：会長 記録：事務局）

(1) 令和6年度のいじめの認知件数等について

(2) 小中学校におけるいじめを未然に防ぐ取組の実際

(3) その他

○第2回龍ヶ崎市いじめ問題対策連絡協議会

令和8年2月2日（月）14時30分～（予定）

6 閉 会

龍ヶ崎市教育センターにおけるいじめに関する取組

- 1 令和6年度いじめ認知件数（令和6年4月～令和7年3月）
- 小学校 430件（うち解消 318件、支援・見守り継続中 112件）
- 中学校 183件（うち解消 137件、支援・見守り継続中 46件）
- 小学校では「ひやかしからかい、悪口等」が多く、次いで「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩く・蹴るなど」「ひどくぶつかられたり叩かれたり、蹴られたり」が多い。
- 中学校では「冷やかしからかい、悪口等」が多く、次いで「嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたり」「軽くぶつかられる、遊ぶふりをして叩く・蹴るなど」となっている。

各学校においては、「いじめ」は、どの子供にも、どの学校においても起こり得るものであることを十分認識し、いじめの件数が多いか少ないかの問題以上に、これが生じた際に、いかに迅速に対応し、その悪化を防止し、真の解決に結びつけることができたかが重要である。（中略）

文部科学省としては、いじめの認知件数が多い学校について、「いじめを初期段階のものも含めて積極的に認知し、その解消に向けた取組のスタートラインに立っている」と極めて肯定的に評価している。

いじめを認知していない学校にあつては、真にいじめを根絶できている場合も存在するであろうが、解消に向けた対策が何らとられることなく放置されたいじめが多数潜在する場合もあると懸念している。

【令和4年度 問題行動・不登校等調査 回答にあたっての留意事項（文科）より】

2 相談事業

(1) 教育相談員による相談（令和6年4月～令和7年3月） ※延べ回数

	不登校	学校生活・ 集団不適応	対人 行動	いじめ	学業 進路	教師	家庭	発達 障害	その他
来所相談	958	115	18	0	10	12	29	1	5
適応指導	1,518	52	0	0	0	0	0	0	0
家庭訪問	16	0	0	0	0	0	0	0	0
学校訪問	146	9	0	0	0	0	0	0	0
電話相談	402	36	4	0	2	4	4	0	3
他機関と連携	3	2	0	0	0	0	0	0	0
計	3,043	214	22	0	12	16	33	1	8

※主訴について計上。

- いじめを主訴とした相談は「0」となっているが、これは「いじめに関する相談は、多くの場合、最初の相談先は学校であるため」とであると分析している。
- 「不登校」を主訴とした相談を進めていく中で、「友人とのトラブル」がきっかけであるケースもあり、その際は慎重に学校と連携しながら支援を進めている。

(2) SNS相談事業（匿名報告相談アプリ「STANDBY」）

いじめをはじめ、生徒の様々な相談の窓口を広げ、きめ細かい対応ができるようにした。

○アクセス件数 39件（1件の相談で複数回のやり取りあり）

○相談内容（内訳）

内 容	件	内 容	件
人間関係・友人関係	12	勉強	0
いじめ	5	学校生活、自身の生活	4
自殺念慮	1	家族・親	3
部活動	0	自分のこと	13
挨拶等	1		

(3) 相談員派遣事業

○龍の子さわやか相談員派遣事業

市内 5 中学校に 5 人を派遣 各校／週3または4日／1日5時間

市内 11 小学校に 10 人を派遣 各校／週1または2日／1日4時間

○校内適応指導教室体制推進事業（令和6年度に新規）

市内 3 中学校に 3 人を派遣 各校／週3または4日／1日5時間

○市スクールソーシャルワーカー派遣事業 派遣校数 11校

○県スクールカウンセラー派遣事業 市内全小中学校 5人（中学校区ごとに1人）

2 啓発事業

(1) 脱いじめ傍観者プログラムの実施（令和元年度から継続して実施）

○市内全中学校1年生を対象に、スタンバイ株式会社より講師を招聘して授業を行った。

〈ねらい〉

- ・いじめの問題を早期に解決するためには、被害者・加害者以外の児童生徒が観衆・傍観者の立場にとどまらず、被害者が加害者に声をかけたり、いじめが行われている雰囲気を変えたり、誰かに相談したりといった、何らかの行動をとることが重要だということを理解する。
- ・一人一人がいじめを止める行動をとれるかどうかは、クラスの雰囲気が関わってくることを理解し、一人一人の日常の態度がいじめの予防や解決に関係していることを理解する。

○令和6年度も、希望のあった学校には中学校2・3年生を対象にした「SOSの出し方教育」を、スタンバイ株式会社より講師を招聘して行った。

(2) 茨城県スクールロイヤーによる出前授業

○県スクールロイヤー活用事業を利用し、城ノ内中学校（対象：３年生）において、「いじめ予防に関する授業」を実施した。

〈ねらい〉

法に基づいて「いじめ」を考えさせることで、いじめ問題等の未然防止を図る。特に、学校の生徒指導上の課題であるSNSに起因するいじめに焦点を絞った内容を依頼。

〈成果〉

具体的な事例や法律の観点からいじめを考えることで、いじめが重大なものであるという理解を深めることができた。また、自死事案の手紙から、身近に起き得る行為で人の命にもかかわる重大な問題となりかねないことを真剣に考えることができた。さらに、社会に暮らす全員が幸せに暮らすためにどうすべきかという議論から、「加害とならない・被害となったら相談する・傍観者となったら集団で助ける方法を模索する」などの考えをもつことができた。SNS利用についても、いじめ予防の観点から日常の中でどうすべきかを学ぶことができた。

(3) 生徒指導連絡会（研修会）の開催

市内小中学校の生徒指導主事の半数以上が入れ替わったため、前年度に引き続き、令和６年度も、「龍の子がSOSを出しやすい校内相談体制とは？」というテーマで校内研修ができるよう、プレ演習を実施した。「ワールドカフェ」を導入した校内研修の実践報告からは、「キャリアや年齢の違う教職員が、意見交換をする機会がなかなかない中で、『この先生はこんな意見をもっているんだ』と気づくきっかけとなった」といった感想が聞かれた。校内の相談体制が充実するためには、「教職員同士が話しやすい関係にあること」＝「同僚性」が大切であることは、国立教育政策研究所の調査でも明らかになっており、いじめの未然防止にもつながると考えられる。

校内相談体制については、組織として常に見直していくことは大切な視点ではあるが、２年連続して実施したことによる研修のマンネリ化など、課題も散見されていることから、次年度は実施形態やテーマ等再考する必要があると考えている。

また令和６年度は、生徒指導連絡会で「情報共有」をする時間を意図的に多く設定した。多くの生徒指導主事から、「自分の学校ですっとやってきたやり方は分かるが、他の学校がどのように取り組んでいるかについては、意外に分からない。他のやり方があるなら知りたい」との意見が聞かれたため、第４回連絡会では「今さら聞けない!? 生徒指導のあれこれについて話しましょう」と題して、５つのテーマについてグループ協議を行った。その中の「生徒指導部会のもち方について」では、いじめ認知の判断を、各校でどのように、どんなメンバーで行っているのかといった具体的な情報を共有することができ、課題である「いじめ認知の学校間格差」の解消につながる研修になったと考える。

(4) 教育相談窓口の周知等

- ・龍ケ崎市の相談窓口案内や、「いばらき子どもSNS相談」案内チラシの配付、中学校においては「匿名報告相談アプリSTANDBY」の周知など、複数の相談方法について、繰り返し児童生徒や保護者に対して周知を行った。
- ・専門家の助言等が必要と判断される相談の場合は、各校の教育相談担当者が県派遣のスクールカウンセラーや、本センターの教育相談員（公認心理師、臨床心理士の有資格者）に迅速につなげられるようにした。